

子ども・子育て支援新制度について

平成25年9月26日(木)
第1回子ども・子育て会議資料
習志野市こども政策課

(国の資料を基に、一部抜粋し作成)

◆背景

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感・負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供体制が不十分

◆子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）

➤ 「子ども・子育て支援法」

⇒認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域子ども・子育て支援の充実。

※幼稚園と保育所で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化

➤ 「改正認定こども園法」

⇒幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ。

➤ 「関係整備法」

⇒上記2つの法律の施行に伴い、関係法律を改正。

子ども・子育て支援新制度の全体像について

子どものための教育・保育給付(子ども・子育て支援給付)

施設型給付

認定こども園 0歳～5歳

幼保連携型

※認可・指導監督の一本化等の制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3歳～5歳

保育所 0歳～5歳

地域型保育給付 0歳～2歳

小規模保育

・定員6人～19人

家庭的保育

・家庭的保育者の居宅等において保育
・定員5人以下

居宅訪問型保育

・子どもの居宅において家庭的保育者が保育を行う

事業所内保育

・事業所の従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業 等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

◆地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援(新設)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童育成クラブ
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新設)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新設)

1 給付制度の創設

①施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)

- ・保護者の申請に基づき、「保育の必要性」を認定したうえで、認定内容に応じた給付を行う。
- ・保護者に対する給付を施設が法定代理受領。

②地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

- ・基本的な仕組みは施設型給付と同様。

2 保育の必要性の認定

- 保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定し、認定証を交付

認定区分

- 1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ (保育の必要性なし)
- 2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育の必要性あり)
- 3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育の必要性あり)

- 保育の必要性の認定に当たっては、次の3点について、認定基準を策定することとされている。

- ①「事由」: 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」: 長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
- ③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

これらの基準に基づき、市町村が基準を定める。

3 利用調整

- 申請者の希望、施設の利用状況等に基づき、市町村が調整
- 施設に対しては利用の要請を行い、確実な利用を担保

認定こども園、公立保育所、地域型保育を利用する場合

- ・保護者と施設・事業者の契約
- ・保育料は施設・事業者へ支払い
- ・市町村から施設・事業者へ施設型給付又は地域型保育給付を支払（法定代理受領） ※施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎する。

私立保育所を利用する場合

- ・保護者と市町村の契約 ・保育料は市町村へ支払
- ・市町村から保育所へ委託費

4 確認制度

施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

- 具体的には、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。
- 対象施設・事業は、国が定める基準（内閣府令）を踏まえて市町村が条例で定める※「運営基準」を満たす必要がある。

※給付の対象施設・事業として運営上求められる基準（財務ルール、撤退ルール、事故発生時の対応など）

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

➤ 利用者支援事業【新設】

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。

➤ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】

世帯の所得の状況その他事情を勘案して市町村が定める支給認定者が、支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用等の全部又は一部を助成する事業。

➤ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

多様な事業者の活力を利用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業

➤ 放課後児童育成クラブ【拡充】

対象児童を拡大（概ね10歳未満の小学生から小学校6年生へ）

設備・運営基準について、国が定める基準に基づき、市町村が条例化

6 認定こども園制度の改正

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設

制度等の主な変更点について

(認定こども園制度の主な改正点について)

項目	現行制度	新制度
根拠法	幼稚園部分: 学校教育法 保育所部分: 児童福祉法 認定こども園: 認定こども園法	認定こども園法
認可等権者	幼稚園部分: 都道府県知事 保育所部分: 都道府県知事、指定都市市長、中核市長 認定こども園: 認定権者: 都道府県知事(又は教育委員会)	都道府県知事(教育委員会が一定の関与)
基準	幼稚園部分: 幼稚園設置基準 保育所部分: 児童福祉施設最低基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	幼稚園部分: 私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 保育所部分: 保育所運営費負担金(市町村)	施設型給付(市町村)
利用者負担	幼稚園部分: 施設が自由に設定 保育所部分: 市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)	市町村が設定(応能負担)

7 保育に関する認可制度の改善について

認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応する。

- 申請内容が客観的な認可基準を満たせば原則として認可する。(欠格事由に該当する場合、供給過剰による需給調整が必要な場合を除く)
- 市町村は認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

制度等の主な変更点について

8 地域型保育事業について

市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

	事業名	利用定員	保育の実施場所等
①	小規模保育事業	6人以上19人以下	保育者の居宅その他の場所、施設
②	家庭的保育事業	5人以下	
③	居宅訪問型保育事業		保育を必要とする子どもの居宅
④	事業所内保育事業		事業所の従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども

9 利用者負担について

すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準を基本として、所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定額・応能の負担とすることを基本とする。

◆制度の実施主体

子ども・子育て支援新制度の実施主体は各市町村 ※国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⇒子ども・子育て支援の利用状況＋希望を把握したうえで、5年を1期とする、子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画に基づき、子ども・子育て支援を展開

計画内容：国の示す計画作成基本指針に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策（確保の内容＋実施時期）」を記載

◆子ども子育て支援事業計画への記載事項等

計画作成に関する基本的事項

- ・子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえること。
- ・幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえること。

計画作成に関する必須記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定

- ・「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動できる区域を設定する。
- ※小学校区、中学校区などを想定

2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

- ・教育・保育提供区域ごとに、計画期間における、市内在住の子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分に加え、0歳、1～2歳、3～5歳の3区分で設定する。

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）

子ども・子育て支援事業計画について

【イメージ図】

	1年目			2年目			5年目			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園 保育所（教育・保育施設）	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人	

同様に、5年分記載

※必要に応じて中間年(目安:3年目)において、計画の見直しを行う。(子ども・子育て会議で協議を行う。)

3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

※地域子ども・子育て支援事業は〇ページを参照。

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

※認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)

計画作成に関する任意記載事項

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

・保護者が、産休・育休明けの希望する時期に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に整備

2. 専門的な知識及び技術を要する子どもの支援に関する施策の都道府県との連携について

・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ・障がい児など特別な支援を要する子ども施策の充実

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
・好事例の収集・提供等

計画策定等に係るスケジュールについて

